

梅ヶ枝中央会計

金融検査マニュアルにおける事業計画(「実抜計画」「合実計画)」のポイント

Q 事業計画を策定していますが、自己査定上、将来の債務者区分を意識する必要があると聞きますが、具体的にはどのような制度ですか？

A 現在、要管理先での要管理先、破綻懸念先である場合、「実抜計画」「合実計画」を策定することにより、債務者区分がランクアップする制度のポイントです。

【要管理先・破綻懸念先とは】

・要管理先とは、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当する場合に区分されます。

経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(金融機能再生緊急措置法施行規則第4条)

・破綻懸念先とは、一般に、実質債務超過の状態の融資先といわれています。

【実抜計画・合実計画によるランクアップ】

金検マニュアル等により、一定のランクアップの指針が明示されています。したがって、事業計画策定時に、計画期間・達成度についての検討がポイントとなります。

「実抜計画」「合実計画」の要約

	実抜計画 (実現性の高い抜本的な経営再建計画)	合実計画 (合理的かつ実現性の高い経営再建計画)
対象	要管理先(要管理先)	破綻懸念先
効果	要注意先(その他)	要注意先(その他)
計画期間	3年(中小企業は5年) 中小企業は経営計画を策定してなくとも、「1年内に策定する見込み」がある。	5年以内 5~10年で進捗状況が計画どおり(8割)
終了後の見込	正常先	正常先(自力再生可能であれば要注意先でも可)

【実抜計画によるランクアップ】

以下の中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(本編)のとおり、計画策定で金融機関からの同意等が必要です。

- Ⅲ-4-9-4-3 リスク管理債権額の開示
(2) 開示区分
③ 貸出条件緩和債権

ハ。(中略)債務者区分が正常先となった場合には、当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないことに留意する。

特に、実現可能性の高い(注1)抜本的な(注2)経営再建計画(注3)に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合(注4)には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない。(後略)

【合実計画によるランクアップ】

以下の金融検査マニュアルと中小企業編より、金融機関とのコミュニケーションがポイントとなります。

金融検査マニュアル要約

以下の全ての要件を充たしている場合には、**要注意先と判断して差し支えない**。

イ. 経営改善計画等の計画期間が原則として**概ね5年以内**

ただし、**5年を超え概ね10年以内**となっている場合、進捗状況が概ね計画どおり(売上高等及び当期利益が事業計画に比して**概ね8割以上確保**されていること)

ロ. **計画期間終了後の**当該債務者の債務者区分が原則として**正常先**となる計画。

自助努力により事業の継続性を確保することが可能な状態となる場合は、**計画期間終了後の**当該債務者の債務者区分が**要注意先**であっても差し支えない。

ハ. **全ての取引金融機関等**において、経営改善計画等に基づく支援が、正式な内部手続を経て**合意されている**こと。

ただし、**単独で支援を行うことにより再建が可能**な場合等は、正式な**内部手続を経て合意されている**こと。

ニ. 金融機関等の支援の内容が、計画外での資金提供を伴うものではないこと。

【例】経営改善計画等の**開始後**、経営改善計画等に基づき**今後債権放棄、現金贈与などの債務者に対する資金提供を計画的に行う**ことによる損失見込額を全額引当金として計上済。

中小企業編要約

○経営改善計画等の作成規模等から、精緻な経営改善計画を**策定できない場合**

→金融機関が作成・分析した資料を踏まえて債務者区分の判断。

○経営改善計画の進捗状況**8割に満たない場合**

→要因分析・今後の経営改善の見直し等を検討することが必要。